

## 第16回南島原市農業委員会総会会議録

1 開催日時 令和4年10月26日(水)午後2時00分～午後2時56分

2 開催場所 ありえコレジヨホール2階会議室

### 3 出席委員 (農業委員)

1番 太田香代子	2番 廣瀬博一	3番 伊崎美代子	4番 木下勝徳
5番 小川一英	6番 植木健太郎	7番 楠田耕三	8番 平 光正
9番 中野裕二	10番 本多利任	11番 山下勝也	12番 山崎伸吾
13番 寺田健蔵	14番 水田 勇	15番 中村修治	16番 金子初夫

会長 中川繁憲

### (農地利用最適化推進委員)

20番 田中芳邦	21番 野原重光	24番 本多正敬	26番 北岡新市
28番 末吉秀明	29番 神崎好史	30番 中村康弘	31番 石橋浩昭
32番 石橋正浩	35番 寺田俊秀	37番 原田久也	39番 浅田修弘
40番 柴内成世	41番 三宅東英	43番 宮崎 努	44番 山本敏晴
46番 相良栄一郎	47番 本田勝彦	48番 飛永敏博	

### 4 欠席委員 (農業委員)

17番 馬場正国

### (農地利用最適化推進委員)

19番 吉岡長久	22番 中山秀樹	23番 田中八郎	25番 増田孝徳
27番 内田一郎	33番 山口俊一	34番 松尾和昭	36番 末續公徳
38番 岡田裕弥	42番 本多晋介	45番 宮崎陽一	

5 議事録署名委員 7番 楠田耕三 13番 寺田健蔵

6 事務局出席者 松尾 強 山本忠介 本多 守 円口智仁 塩田一幸  
山口朋子

### [ 日 程 ]

議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について  
議案第70号 農用地利用集積計画の決定について  
議案第71号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について

そ の 他 ・農地法第18条第6項の規定による通知について

- ・使用貸借を解約した旨の通知について
- ・農地転用許可不要案件届出について
- ・農地改良等届出について

事務局（〇〇） ただいまから第16回南島原市農業委員会総会を開催いたします。

本日は、17番馬場委員、19番吉岡推進委員、22番中山推進委員、23番田中推進委員、25番増田推進委員、27番内田推進委員、33番山口推進委員、34番松尾推進委員、36番末續推進委員、38番岡田推進委員、42番本多推進委員、45番宮崎推進委員から欠席の届けがっております。出席農業委員数は17名で過半数には達しておりますので、総会は成立しております。会議規則第5条の規定によりまして、会長が議長となり議事を進行いたしますので、よろしくお願いいたします。

議長 皆様、改めまして、こんにちは。

本日は、第16回南島原市農業委員会総会ということでご案内申し上げましたところ、皆様には大変お忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。

さて、先ほど紹介しましたが、16日に行われました南島原市表彰式におきまして、中野委員と元農業委員の永池さんが表彰を受けられました。表彰を受けられました両名の方に、これまでの苦労に対して改めて敬意を示すとともに、今後ますますのご活躍をご祈念申し上げます。

また、本年度の農業委員会の県外視察は、11月14日から15日に西海市白崎地区の樹園地の圃場整備とJAさかの武雄市にあるキュウリのトレーニングファームを視察することになりましたので、参加のほどよろしくお願いいたします。

本日はご案内のとおり、総会終了後、「現在の婚活事情について」ということで、株式会社長崎オフィスセンターシンパシー事業部の柳原様による講演を予定しております。今どきの若者がどのような意識で結婚しているのかをお聞きしたいと考えております。長時間にわたりますが、最後までよろしくお願いいたします。

それでは、事務局から農業委員18名中、出席委員は17名と報告があり、総会開催に必要な過半数に達しておりますので、総会は成立することを宣言いたします。

議事録署名人に7番楠田委員、13番寺田委員を指名し、ただいまから議案の審議に入らせていただきます。

それでは、**議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） 私から、議案第68号 農地法第3条の規定による許可申請書について説明いたします。2ページをお願いいたします。

（議案第68号 番号1～2を朗読）

2番の〇〇につきましては、次のページの3ページ、今回初めて農地を取得されるということになりますので、営農計画書をつけております。関係といたしましては、〇〇につきましては義理の兄弟になっておきまして、兄弟さんのところの土地を引き受けて農業をされるということになります。今後、規模を徐々に拡大してということになっておりますので、よろしくお願いいたします。

以上、農地法第3条の許可基準の農地法第3条第2項第1号の農地取得後全ての農地等の耕作を効率的に行うと認められない者、第4号の農作業に常時従事すると認められない者、第5号の

下限面積を下回る場合及び第7号の周辺の地域における効率的かつ総合的な利用に支障を生ずるおそれがあると認められる場合ですが、全て許可基準を満たしているものと思われます。以上でございます。

議長 説明が終わりましたが、農地法3条の許可申請についても現地調査を踏まえて審議しなさいとなっております。

まず、1番の案件は有家の案件ですが、有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

次に、2番の案件ですが、西有家の案件ですが、西有家の委員さん、いかがでしょうか。

(「異議ありません」との声)

議長 よろしいでしょうか。

意見がないようですので、申請どおり許可することに異議ありませんか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしと認め、よって申請どおり許可することに決定いたします。

次に、**議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局(〇〇) それでは、議案第69号 農地法第4条の規定による許可申請書について説明いたします。4ページをお願いいたします。

まず、説明前に、皆さんのお手元のほうに一枚紙で両面刷りの「違反転用に対する措置について」という一枚紙の両面刷りの紙をお渡ししております。今回、皆さんが委員さんになられて、初めての違反転用案件になりますので、先に説明をしたいと思います。

表、「違反転用に対する措置について」と書いてあるほうをご覧ください。

「違反転用とは」ということで、農地法第51条第1項に規定がありますが、まずは、許可を受けないで農地を転用していたり、虚偽の報告等をして、許可を取ったけれどもそれが虚偽の内容で不正に許可を得た場合とか、あと、許可のときに条件をつけてあるのですけれども、それに違反していたりという、そういったことがあった場合、一般的な対応の流れになるのですが、農地パトロールや通報、その他発覚で、違反転用が分かったということがありましたら、市の農業委員会事務局に連絡があり、その農地を調査して、そして県への報告をすることになります。この報告をして、県でどういった対応をされるかということ、是正の指導だったり、場合によっては違反したものを解消してくださいというような勧告等が出されることがあります。

最終的には違反転用状態がなくなるようにしていくのですが、途中でどうしても指導に従わないとか、そういったことになってきますと刑事訴訟を行い、裁判をしたり、あと、どうしても解消しないというときには行政代執行で解消するということになります。

次、裏面のほうをご覧くださいと思います。

今回は、県が定めています農地転用関係事務指針というのがありまして、その中で「農地の違反転用の処理に当たっては」ということで規定があります。その中で、こういった場合、県のほうでどういうふうな判断をするかということもあって、簡易的な手続相当の、ここは「違反案件」と書いていますが、これは「違反案件」です。ちょっと字が間違っています。違反案件の基準ということで、(1)から(2)まであります。

(1)につきましては、次のいずれかに該当している場合は、簡易な手続でもって受理という

扱いになります。①番は、転用目的が農業用施設で、地域の農業振興や個人の農業経営上必要不可欠なもの。②番は、転用目的が個人の住宅を建築したものの（許可を受けて建設したもの、または非農地に建築したもの）、土地の境界線の誤認によって、その一部が境界から出ていた場合。③番が、非農地化の原因が人為的なものであり、かつ、20年以上引き続き非農地である土地ということで、あと農用地区域から除外が可能と判断される土地であったり、農業用施設用地に該当していたり、④番は競売とて買受適格証明に係る案件であったり、あと⑤番が許可条件違反事案のうち、悪質性がなく、かつ、周辺農地の営農への支障がないものということになっております。

(2)番のほうになりますが、こちらは(1)番に該当しないもので4条、また5条に掲げる規定で農地転用許可ができない事由のいずれにも該当しないことということになっています。

当該の基準の審査につきましては、違反転用連絡票の作成をもって、掲げる事案を記入して報告するということになっております。

下のほうにある枠外の(3)番ですけれども、こちらが農業委員会事務局から県に提出する書類のことについて書いてあります。違反転用連絡票の報告です。今回のように違反転用の案件を見つけた場合は、まず、農業委員会事務局内で調査を行って、その後に違反転用連絡票をもって県に報告をしてくださいということです。

(4)番のほうはその結果についてです。県のほうが簡易相当の違反という判断した場合の手続、この場合は先ほどの違反転用連絡票を受けた後に、県が簡易手続相当ということで判断した場合、農業委員会事務局のほうに通知がある。「関係機関と調整しながら」とありますが、追認申請手続または計画変更手続のほうの事務指導を行うということになっております。

今回の案件につきましては、もともとある家屋を増築するというので、増築したときに境界線を間違えて誤認したことによるということになりますので、四角の中の(1)の②番に該当するのではないかとということで県へ報告しております。

こちらはもう既に建物が建っております、本案件につきましては増築し、家屋の表題変更登記をしようとしたときに境界を越えていることが判明した。当然違反転用案件として、去る令和4年10月6日付で県に違反転用連絡票を提出し、11日付で追認許可相当という通知がありました。

また、この案件につきましては、もう一件特殊な事情ということで、所有者の名義と今回の申請者の名義が違っております。登記名義人の方は既に亡くなられておりますけれども、登記名義人の方と今回の申請者の方は、令和3年1月26日付で農地法第3条の規定による期間20年間の使用貸借権が設定してあります。そのときの使用借人が今回の転用者と同一人物であり、既に耕作権を有していることから、今回は農地法第4条の規定による転用申請となっております。なお、この件につきましても県に確認をして、4条ということになっております。

4ページ、番号1、有家町の〇〇、土地が有家町〇〇の一部になります。地目が畑、地積が307平米のうち12平米になります。転用の目的が一般個人住宅、子供と同居するために増築をしたのですが、建物の一部が申請地に越境していたため、追認許可を得たいということになっております。

本案件の農地区分につきましては、市街化の傾向が著しい区域に近接する区域内にある農地の区域その規模が10ha未満に該当しますので、第2種農地と思われます。一般個人住宅、木造2階建ての建築面積は、既存部分の住宅と増築分を合わせた342.64平米です。そのうち申請面積は農地部分の12平米となっております。雨水につきましては、溜め枡を経由して道路側

溝へ放流予定です。汚水・雑排水につきましては、合併浄化槽を経由して道路側溝へ放流します。  
資金につきましては、既に完成しておりますので発生いたしません。以上でございます。

議長 これでは追認許可相当として県が判断したと、これ農業委員会で審議する必要があるのですか。  
事務局(〇〇) 追認許可相当ということで、あくまでも追認許可をするというわけではございません。

許可相当だという判断をされているだけで、あとの手続としては通常の許可申請と同じような手続になっています。ほかの要件、隣接農地に支障があり、許可できないという意見も出てくる可能性もございますので、追認許可相当ではあるけれども、農業委員会としてどういう判断をするのか。支障があるのか、それもやはりもう、こういう問題であればやむを得ないという判断になるのかを審議していただく必要があると思っております。

あくまでも農業委員会としての意見をどのようにここでまとめるのかというようなことになると思っております。そのことについてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

ただ、県知事許可でありますので、許可権限者が追認許可相当だという判断はやはり少し重いのかなと思っておりますけれども、その中で農業委員会としてどのような考えを持っているのかを決めていただければと思っております。以上です。

議長 県知事許可じゃなくて、県の担当が許可相当と。

事務局(〇〇) こちらは県知事名ではなくて、県の農山村振興課長名できております。

議長 分かりました。許可相当だと、もう県が追認許可相当というのを審議しないでいいのかなと思ひましたら、そういうことだそうですので、皆さんの意見を踏まえて審議をお願ひしたいと思ひます。

この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員から願ひします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今説明があつて、私がしゃべれるのかなと気になっていましたけれども、こういうケース、誤認によるタイミングのずれといいますか、先ほど事務局から説明がありましたように、畑の一部、その畑もまた申請人の名前が違ふということで、4条になるのか5条になるのか、そこら辺にも結構頭を痛めたケースだと伺つております。

今回の申請地については、24日午前9時25分から20分ほどかけて見てまいりました。〇〇委員、そして〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。申請地は、広域農道の〇〇から海側に100mから200m程度ですか、〇〇の道の反対側になりますけれども、縦口の道路から入つてすぐのところでございます。

先ほどの写真で、これは左側が申請人の営農されているハウスになります。右側が申請人の住居です。手前側が増築された部分でありますけれども、その部分が誤認による、右側の線までが農地だったと。今回、左側の線に、こういう申請でありますけれども、この赤で囲つた農地の部分というのはハウスの外にありまして、営農には別に支障を与えておりませんので、面積云々で言つて許可とか何とかというのも何だと思ひますけれども、このケースとしては許可相当で仕方ないなと見てまいりました。ご審議のほど願ひします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等はありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。今回の件は、なかなか難しい案件になるのですけれども、先ほど事務局より詳しく説明がありましたので、私は、何か屋根の軒先から雨だれがハウスまで落ちるような状態ですので、普通なら結構文句も出ると思ひますが、自分の家の畑ということで、それなら問題ないのではないかと見てまいりました。以上です。

議長 営農には関係ないような状況ということでありますが、ほかの委員さんから何かご意見、ご質

問等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 この案件はどういうことで発覚したのでしょうか。

議 長 事務局、よろしいですか。

事務局（〇〇） この案件は、建物の表題登記を変更しようとしたときに、測量をして、建物が農地に越境していたということが発覚して、土地家屋調査士からこういったことがあってということで相談を受けたというのが始まりです。

議 長 調査士さんから相談があったということですね。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議 長 ほかにご質問はありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、許可相当と認めることでよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議なしと認め、よって許可相当として県へ進達いたします。

次に、**議案第70号 農用地利用集積計画の決定について** 事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第70号 農用地利用集積計画の決定について説明いたします。

5ページをお願いいたします。

今月の利用集積計画ですが、賃貸借権が新規4件、8,644平米、再設定が7件、1万128平米の計11件、1万8,772平米です。使用貸借権は新規のみの1件、1,461平米です。所有権移転が贈与1件、57平米、売買が6件、6,754平米の計7件の6,811平米です。中間管理事業（一括方式分）につきましては、新規で賃貸借権が4件、5,991平米、使用貸借権が10件、5,433.23平米の計14件で1万1,424.23平米になります。

なお、再設定で、賃貸借権のみで1件、1,146平米があります。

それでは、個別の案件について朗読いたします。なお、再設定及び一括方式については朗読を割愛させていただきます。

それでは、5ページのほうからお願いいたします。

（議案第70号 賃貸借権 番号1～4新規設定、番号5～11再設定、使用貸借権 番号12新規設定、所有権移転 番号13～19を朗読）

以上の案件につきまして、農業経営基盤強化促進法第18条第3項第1号、第2号、第3号及び第4号の各号の要件を満たしているものと思われまます。以上でございます。

議 長 ただいまのご説明に対して、ご意見、ご質問等はありませんか。

（「なし」との声）

議 長 ご意見がありませんので、議案第70号 農用地利用集積計画は承認することに決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議 長 異議がないようですので、農用地利用集積計画を承認することに決定いたします。

次に、**議案第71号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について** 番号1より、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、議案第71号 南島原農業振興地域整備計画変更に係る意見について説明いたします。ページは、10ページになります。今回は、除外の4件となっております。

1番、布津町の〇〇が布津町〇〇、畑1, 146平米を隣接地にある〇〇の駐車場として利用したいということで除外の申出が出ております。

こちらにつきましては、布津町の〇〇に隣接する場所に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われませんが、その特例として拡張に係る部分の敷地の面積が既存施設の敷地の面積の2分の1を超えないものに限られるという既存施設の拡張に該当すると思われま。

2番、布津町の〇〇、布津町〇〇外5筆になります。こちらも地目が畑と宅地とありますけれども、こちらは一般個人住宅を建築したいということで除外の申出があつております。

場所につきましては、〇〇から西へ750mほどの場所に位置し、おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われませんが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。

次、11ページをお願いいたします。

番号3、西有家町の〇〇、西有家町〇〇、地目は畑、面積が486平米です。こちらも一般個人住宅を建築したいということで除外申出となっております。

こちらは〇〇から北西へ650mほどの場所に位置し、中山間地域等に存在する農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地で第2種農地に該当すると思われま。

次、4番、加津佐町の〇〇、加津佐町〇〇、畑、全体が983平米のうち441.98平米となっております。こちらに一般個人住宅を建築したいということで除外の申出があつております。

こちらは加津佐町の南島原土地改良区〇〇地区に隣接する場所に位置しております。おおむね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にある農地で第1種農地と思われませんが、その特例として、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して設置されるものに該当すると思われま。

以上、1番から4番までの除外の案件につきましては、立地基準上は転用可能と思われま。以上でございます。

議 長 ただいまの説明に対して、ご意見、ご質問を伺うところでありますが、10ページの番号1は〇〇番〇〇委員が代理申請されている案件でありますので、本委員会の申合せにより、推進委員についても除外することとなっておりますので、〇〇番〇〇委員の退場を求めま。

——— 〇〇番〇〇委員退席 ———

議 長 番号1について、ご意見、ご質問等はありませんか。

特に、布津の案件ですけれども、布津の委員さんたち、ご意見ありませんか。よろしいでしょうか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。現地はまだはっきりと見ていませんので何とも言えないのですが、これも変更ができる可能性があるということですよ、第1種農地であっても。

議 長 先ほど事務局から説明がありましたとおり、特例として申請地の今の2分の1以内ということですので可能ではないかということですよ。

〇〇番〇〇委員 通常でしたら、第1種農地だったら住宅は建てられないということですよ。通常であれば、畑の真ん中とかには建てられないので。

だから、現地を見ていないので何とも言えないところがあります。

議 長 事務局、そこのところの説明をもう一回お願いしてよろしいですか。

事務局（〇〇） 番号1についてですけれども、先ほども説明の中で言いましたけれども、第1種農地であっても既存の施設、この場合は〇〇になりますけれども、〇〇の敷地が既存の面積の2分の1以内であれば敷地を増やすということは可能ですというような例外規定があるということになります。ですので、今回、〇〇の既存面積からすると、今回の申請地については、2分の1以内ということになりますので、その特例に該当するというところで説明をしたところでございます。

議長 長 ということ、駐車場として利用したいということでもありますので、現状の面積の2分の1以下ということで、説明にありましたけれども、〇〇番〇〇委員、ご理解いただけましたでしょうか。

〇〇番〇〇委員 はい、分かりました。

議長 長 ほかに1番について、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 長 ご意見がありませんので、支障ない旨の回答でよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 長 異議がないようですので、支障はない旨の回答をいたします。

〇〇番〇〇委員の入場を求めます。

——— 〇〇番〇〇委員入席 ———

議長 長 次に、番号2について、ご意見、ご質問等ありませんか。

これも布津の案件であります、よろしいでしょうか。

（「ありません」との声）

議長 長 次に、3番の案件について、西有家の案件であります、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 長 よろしいでしょうか。

4番は加津佐の案件であります、ご意見、ご質問等ありませんか。

（「ありません」との声）

議長 長 よろしいですか。

ご意見がありませんので、支障がない旨の回答をしてよろしいでしょうか。

（「異議なし」との声）

議長 長 異議がないようですので、支障はない旨の回答をいたします。

次に、12ページは農地法第18条第6項の規定による通知でありますので、ご覧ください。

13ページも使用貸借を解約した旨の通知でありますので、ご覧ください。

14ページ、農地転用許可不要案件届出について 番号1、事務局より説明をお願いします。

事務局（〇〇） それでは、農地転用許可不要案件届出について説明いたします。

14ページをお願いいたします。

番号1、有家町の〇〇、有家町〇〇、地目が畑、現況、畑、面積が113平米のうち、転用面積が24平米になります。転用の目的は駐車場になりますけれども、こちらは農作業時に駐車場として利用したいということでございます。

場所は、県道雲仙有家線になりますけれども、そちらのほうを上っていただいて、今、〇〇がありますが、そのもう少し上になります。ここに農地があって、どうしても駐車場がないと、こ



のすぐ横の道が県道ということで、交通量が多くてなかなか邪魔になるということがございます。また、積込み等をしなければならないのでということで駐車場を設けたいということでもあります。

ここにつきましては農地が、道路よりも高くなっておりますので、切土をするような形になります。その切土をした農地側のほうを石積みするということになっております。そのまま農地の奥のほうの石垣、隣の敷地になるのですけれども、そこまでコンクリート舗装をして、手前のほうを低くしていくと。雨水につきましては、県道の歩道部分に暗渠がありますので、そちらのほうに入るようにするということでもあります。以上でございます。

議長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月24日午前9時15分より、〇〇委員、〇〇委員、事務局3名で見てまいりました。場所は先ほど事務局が丁寧に説明されましたが、有家の市役所から西のほうへ50m、県道の交差点から県道雲仙線を北へ約400m行ったところの〇〇から10mくらい行った右側にあります。

駐車場としてコンクリート舗装をして、県道のほうに勾配をつけて、雨水は歩道のほうに流すということを見てまいりました。手前のほうに歩道と県道の縁石がありますけれども、車で乗り上げる場合に問題はないのですかという質問をしたところ、軽トラで来て駐車する分は、縁石でも問題はなく登れるのでということを見てまいりました。問題ないのではないかと思います。ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 現地調査委員からの報告ですが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありません。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。先ほど〇〇委員からも言われたように、この入り口、これ右側は県道に沿って段差が全然ないわけですがけれども、この申請の出し方は結構段差があるのですよ。これ大丈夫ですかと言ったのですけれども、「そのままです」と言われて、そういうふうにやられるみたいです。以上です。

議長 このほどの段差は申請して、その後に可能だと思いますけれども。

現地委員からの報告ですが、皆さんから何かご意見、ご質問等ありませんか。

(「なし」との声)

議長 意見がありませんので、異議なしということで届出を受理してよろしいでしょうか。

(「異議なし」との声)

議長 異議なしということで、届出を受理いたします。

次に、**農地改良等届出について**ということで、番号1について事務局より説明をお願いします。  
事務局(〇〇) それでは、農地改良等届出について説明いたします。15ページをお願いいたします。

届出人、口之津町の〇〇、土地の表示のところについて、修正をお願いいたします。「口之津町〇〇」を「口之津町〇〇」に修正をお願いいたします。地番が〇〇、地目が田、地積が1,990平米になります。届出の理由といたしましては、作業効率を上げるため、今現在3段に分かれている水田を1枚にしたいということでもあります。

本案件の東側のところには水路がありますが、擁壁コンクリートをして、そして反対側の西側、水田側にも畔コンクリートをして土砂の流出を防ぎます。

同一の地番内になりますけれども、北側のほうがちょっと高い区域になって、そして真ん中があって、南側がちょっと低くなっているということで、北側の区画のところから一番南の低いところに土を移動してくるということになっています。最大で切土・盛土を15センチほど行い、土を融通するという形で整地をする予定でございます。以上でございます。

議 長 この案件の現地調査の結果を〇〇番〇〇委員からお願いします。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。10月24日の10時40分から、私、〇〇委員、推進委員の〇〇、事務局3名で見てまいりました。場所は〇〇から、白い建物があって、今チェックしてあるところが〇〇です。そこから二、三百m入りしましたところに現場があります。

先ほども事務局から説明がありましたように、見て左側が西、水路があるのが東側になります。左側の、西側の、私の土地も一番上のほうにありますので、少し曲がっているのを、せっかく工事をするのだからということで、真っすぐになるようにしています。それで水路側は、この間、現地調査の日に農業委員の職員さんにも言ったのですが、水路幅も十分確保して、後々問題のないように、役所とも立会いを行ってするようにということでお願いをしてまいりました。以上です。皆様のご審議よろしく願いいたします。

議 長 現地調査委員からの報告でしたが、同行されました〇〇番〇〇委員からのご意見等ありませんか。

〇〇番〇〇委員 〇〇番〇〇です。何もないと思います。大丈夫だと思います。

議 長 ほかの委員さんから何かご意見等ありませんか。

(「ありません」との声)

議 長 よろしいでしょうか。

ご意見がありませんので、異議なしということで届出を受理することといたします。

以上をもちまして、議事の審議を終了いたします。